

発議案第 5 号

盛岡市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 8 年 9 月 30 日

提出者	盛岡市議会議員	千	葉	伸	行
賛成者	盛岡市議会議員	兼	平	孝	信
〃	〃	庄	子	春	治
〃	〃	小笠原	秀	夫	
〃	〃	田	山	俊	悦
〃	〃	太	田	隆	司
〃	〃	鈴	木		努
〃	〃	伊	勢	志	穂
〃	〃	天	沼	久	純
〃	〃	菊	田		隆
〃	〃	遠	藤	政	幸
〃	〃	豊	村	徹	也
〃	〃	佐	藤	尚	弘
〃	〃	山	崎	智	樹
〃	〃	縄	手	豊	子

盛岡市議会議長 櫻 裕 子 様

盛岡市議会議員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市議会議員定数条例（平成13年条例第22号）の一部を次のように改正する。

本則中「38人」を「37人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

市議会議員の定数を改めようとするものである。